

(2) 通所リハビリテーション	事業所の名称 介護老人保健施設はやしの杜	所 在 地 下伊那郡豊丘村神稲4176番地	指定した年月日 平成16年7月16日
(3) 短期入所療養介護	事業所の名称 介護老人保健施設はやしの杜	所 在 地 下伊那郡豊丘村神稲4176番地	指定した年月日 平成16年7月16日
2 指定居宅介護支援事業者			
事業所の名称 ゆったりホーム介護支援センター	所 在 地 飯田市鼎下山685番地	指定した年月日 平成16年7月16日	
居宅介護支援事業所こうしうう	北安曇郡松川村南神戸4360番地17	" "	
美里薬局	小諸市耳取988番地9	" "	
アイリスケアセンターとうみ	東御市本海野1752番地3	" "	
医療法人松樹会朝日指定居宅介護支援センター	長野市南堀137番地1	" "	

高齢福祉課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月26日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

栄養管理システム 五式

(2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成17年3月15日

(4) 納入場所

入札説明書のとおり

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管

第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県衛生部医務課県立病院室

電話 026(235)7160

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年8月12日 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎302号会議室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年7月30日（金）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (7) 契約書作成の要否
必要です。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は入札説明書及び仕様書のとおりです。

医務課県立病院室

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成16年7月26日

長野県知事 田中康夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	患畜	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成16年7月8日	患畜	1	南佐久郡南牧村

畜産課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、佐久市花園土地区画整理組合の理事について、次のとおり就任の届出がありました。

平成16年7月26日

長野県知事 田中康夫

氏名	住所
小林英男	佐久市大字岩村田590番地2
市川亮一	佐久市大字岩村田589番地2
森角健一	佐久市大字安原1383番地1
宮下清人	佐久市大字岩村田3334番地17
森泉浩光	佐久市大字岩村田3089番地4

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月26日

長野県上田養護学校長 森泉和雄

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務
上田養護学校スクールバス車両管理及び運転業務委託
 - (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書のとおりです。
 - (3) 履行期間
平成16年8月18日から平成17年3月31日まで

- (4) 履行場所
仕様書のとおりです。
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市大字岩下462-1

長野県上田養護学校

電話 0268(35)2580

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成16年8月9日(月) 午後1時30分
 - イ 場所 長野県上田養護学校会議室
- (3) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年8月3日(火)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

自律教育課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、松本市大字寿豊丘1421番地の6森下秀次外2名から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表します。

平成16年7月26日

長野県監査委員 丸山勝司
同 樽川通子
同 東方久男
同 木下茂人

16監査第39号

平成16年（2004年）7月21日

（請求人） 様

長野県監査委員 丸山勝司
同 樽川通子
同 東方久男
同 木下茂人

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について
(通知)

平成16年5月27日付けで受理しました長野県職員に関する措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、別紙のとおり監査結果を通知します。

（別紙）

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

松本市大字寿豊丘1421番地の6 森下秀次
松本市沢村1丁目9番8号 永田恒治
諏訪市湖岸通り二丁目4番21号 諏訪雅顕

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成16年5月27日である。

3 請求の内容

提出された長野県職員措置請求書による請求の趣旨は、次のとおりである（原文のまま）。

請求の要旨

(1) 当事者

- ア 請求人らは長野県内に居住する住民である。
- イ 田中康夫（以下田中という）は、長野県において、平成12年10月26日より現在まで長野県知事の地位にある者であり、地方公務員法第3条第3項第1号に規定する特別職の地方公務員である。

(2) 公金支出の事実

田中は、別紙の通り、平成12年12月6日乃至同15年11月3日、合計47回に渡り、日当・交通費・宿泊費・旅行雑費等の旅費を、旅行命令票に従って支出させた。

上記旅費の支出に関しては、番号20乃至28を除き、上記命令の内容と実際の行程に明らかに相違があった。

(3) 上記公金支出の違法性

本来、旅費は、上記旅行命令に従って支払わなければならぬとされている所、本件の場合、（番号20乃至28を除き）いずれも実際の行程と異なる内容にて旅行命令票が作成されている。しかも、公務の出張にとどまらず、行程内には私的旅行が含まれており、本来私用として田中個人が負担すべき旅費まで公金として支出されているのであり（公金による過剰な費用精算である）、更には、番号29・30の様に往復旅費を二重取りしているものまであって、これらの支出が社会的相当性を著しく欠き、違法であることは明白である。

尚、特別職条例第8条が一般職条例第3条第1項、第4条第3項を準用しており、旅行命令を行うに当たり、在勤公署又は居住地以外の場所を発着地として指定することができないため、本件の様な措置（旅行命令票の虚偽記載）を採ったと主張する見解もあるが、そうであるならば、同条例の条項に従って、旅費を支払ってはならないというだけであって、事実を曲げてまでこれを支給しようするなど言語道断である（仮に条例に不備があるならば、これを改正すればよいことである）。

(4) 田中の責任

上記虚偽内容の旅行命令票は、田中自身により支出の依頼請求がなされており、田中の認印が押されているものであって、かかる違法支出の主謀者は田中その者であるから、田中に故意ないしは重過失の責任があることは明らかである。

(5) 監査請求の時期について

本件監査請求の中には、支給日より1年を経過しているものも含まれているが、旅行命令自体に虚偽記載があるなどということは、通常住民において予想だにしないことであるから、上記違法を予測して公文書公開請求を行って旅行命令票を確認しようとすることはあり得ない。又、田中の行動が逐一マスコミにより報じられる訳ではないから、齟齬について認識することも極めて困難である。従って、本件事件に係わるマスコミ報道がなされるまでは、住民にとって、本件違法支出を認識することは客観的に不可能であったと言うべきである。

(6) 損害

上記の通り、田中に係わる本件公金の支出は、公私混同されたものである所、支出された旅費に関しては、公務の部分と私的旅行部分とを判然と区別することは困難であるから、支出された金額全額をもって（不可分一体として）長野県に対し損害を与えたものである。

その額は、行程不明の番号20乃至28を除き、合計金109万6070円となる。

(7) 結論

よって、監査委員は、長野県知事に対し、以下の通り勧告するよう求める。

記

長野県知事は、田中康夫に対して、金109万6070円を長野県に返却するよう請求すること。

上記の通り、地方自治法第242条1項の規定により、別紙表を添付の上必要な措置を請求する次第である。

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成16年5月27日にこれを受理した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成16年6月17日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において、請求の趣旨の補足説明を行ったが、新たな証拠の提出はなかった。請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定により、監査対象機関の職員の立会いを認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求人は、請求書別紙記載の47件の知事の旅行命令（以下「本件旅行命令」という。）に基づく旅費の支出のうち、番号20から28までを除く38件について、これらの支出が社会的相当性を著しく欠き、違法であるとして、既に支出された旅費の返還を求めている。

本件請求において請求人は、本件請求中には、支給日より1年を経過しているものも含まれているが、旅行命令自体に虚偽記載があるなどということは、通常住民において予想だにしないことであるから、本件事件に係わるマスコミ報道がなされるまでは、住民にとって、本件違法支出を認識することは客観的に不可能であったと言うべきであると主張している。

ところで、法第242条第2項は、住民監査請求について、「当該行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と定めている。

請求期間の起算日である「当該行為のあつた日又は終わつた日」とは、本件請求のような公金の支出を対象とする監査請求を行う場合においては、公金が支出された日を指すと解される。したがって本件請求においては、旅費の支出が概算払の方法により行われた場合には、その概算払の支出日を、精算払の方法により行われた場合には、その精算払の支出日を起算日とすることとする。

「正当な理由」については、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くした場合に、客観的に見て監査請求をするに足りる程度に当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものと解される。

これを本件請求について見ると、請求の対象となっている知事の出張旅費に係る旅行命令票については、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）に基づき、公文書公開請求を行えば、関係文書の公開を受けることが可能であったといえる。

一方、知事の実際の行動については、知事就任以来、テレビ、新聞、雑誌等で報道されており、知事の行動に関して全く知る方法がなかったとは考えられない。

したがって、相当の注意力をもって調査すれば、客観的に見

て監査請求をするに足りる程度に本件請求に関する行為について知ることができたものと考えられる。

よって、本件請求のうち、請求書を受理した平成16年5月27日から起算して旅費の支出日が既に1年を経過したもの24件（番号1から19まで及び番号29から33まで）については、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があるとは認められないことから、監査の対象とならないものと判断し、番号34から47までの14件について監査対象とした。

2 監査対象機関の陳述

監査対象機関の陳述は、平成16年7月1日に実施した。

なお、請求人は、立会いを希望しなかった。

第3 監査の結果

本件請求において請求人は、本来旅費は旅行命令に従って支払わなければならないとされているところ、いずれも実際の行程と異なる内容にて旅行命令票が作成され、これらの支出が社会的相当性を著しく欠き、違法であることは明白であるとして、本件旅行命令（番号20から28までを除く）における旅費の返還を求めているが、本件請求は、先に別の住民から提出された平成12年12月6日から平成15年11月3日までにおいて長野県知事へ支給された旅費の返還を求める住民監査請求と同一内容と判断される。

その監査結果については、既に平成16年3月29日付け長野県報において、「公務を行った事実があれば、そのための旅費は必要な費用として支給すべきものであると考えられ、旅行命令と実際の行程に相違が生じているが、条例に基づき経済的かつ合理的な旅費を支給するという実務上の措置としてやむを得ないものと見るべきであることから、請求人の主張には理由がなく、本件請求は認められない」との結論とともに、改善を求める意見をつけて公表したところである。

ところで、法第242条に定める住民監査請求について、請求人の異なる同一内容の請求においては、すでに行なった監査の結果に基づいて、請求に係る事実がないと認めるときは、その旨請求者に通知すれば足りる（昭和34年3月19日行政実例）としている。

よって、本件請求については、既に監査を実施した平成16年3月29日付け長野県報登載の監査結果の公表公告をもって本件住民監査請求の監査結果とする。

監査委員事務局

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成16年7月26日

東北信運転免許センター所長 渋澤利樹

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

四輪車用運転シミュレータ式の賃貸借

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

(1) 名称 東北信運転免許センター

(2) 所在地 長野市川中島町原704-2

3 落札者を決定した日

平成16年7月13日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 協同リース株式会社長野支店

(2) 所在地 長野市南千歳1丁目12番7号

- 5 落札金額
1月分賃借額 1,533,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成16年5月27日

東北信運転免許センター